

受 験 資 格

対象者

受験資格を有する者は、下表の「受験対象者」ア～オのいずれかに該当し、かつ、必要実務経験期間を満たす者とします。

		受 験 対 象 者	必要実務経験期間
ア	法定資格	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）又は精神保健福祉士	通算実務経験年数が5年以上かつ、当該業務に従事した日数が900日以上 注 1, 2, 3, 4
イ	相	「別記1」の1又は2に掲げる相談援助業務に従事する者	
ウ	談 援 助 業 務	「別記1」の3又は4に掲げる業務に従事する者であって、次のいずれかの要件を満たす者 注5 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 注6 (2) 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了した者 注7 (3) アの法定資格を取得した者 (4) イの相談援助業務従事者として1年以上勤務した者	
エ	介 護 等	「別記2」に掲げる介護等の業務に従事する者であって、次のいずれかの要件を満たす者 注5 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 注6 (2) 介護職員基礎研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了した者 注7 (3) アの法定資格を取得した者 (4) イの相談援助業務従事者として1年以上勤務した者	
オ	業 務	「別記2」に掲げる介護等の業務に従事する者であって、エに該当しない者	

※「訪問介護員」とは、従来の「ホームヘルパー」のことです。

- 注1 「従事した日数」とは、実際に相談・介護等の業務に従事した日数（休日、休暇、病気、出張、研修等で相談・介護等の業務に従事しなかった日を除いた日数）をいいます。
- 注2 対象者の具体的な判断については、「受験対象者」に列挙されたものであって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを必要とするため、当該資格等を有しながら、要援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務を行っているような期間は実務経験期間に含まれません。
- 注3 必要実務経験期間は、試験日前日（平成19年10月27日（土））までに満たしていることが必要となります。
- 注4 実務経験期間の日換算については、一日の勤務時間が短い者の場合についても1日勤務したものとみなします。（常勤・非常勤・パート・アルバイトの区別はありません。）
- 注5 受験対象者ウ及びエの要件(1)～(4)は、試験日前日までに満たされればよいものとします。
- 注6 「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第1号から第3号に該当するものをいいます。
- 注7 「訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了した者」とは、「別記3」のとおりです。

「別記1」(相談援助業務に従事する者)

1. 施設等に必置とされている相談援助業務に従事する者

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(1)	○知的障害児施設	○児童指導員	児童福祉施設最低基準第49条第1項
	○肢体不自由児施設 (通園施設を除く。)	○児童指導員	同 第69条第1項及び5項
	○重症心身障害児施設	○児童指導員	同 第73条第1項
1-(2)	○身体障害者更生相談所	○身体障害者福祉司 ○ケース・ワーカー	「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成5年3月31日付け社援更第107号) 第1
1-(3)	○障害者支援施設	○生活支援員	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号) 第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)
		○サービス管理責任者	同第11条第1項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)
1-(4)	○身体障害者更生援護施設	○生活支援員	障害者自立支援法附則第41条第1項、身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号
		○指導員	「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」(昭和47年7月22日付け社更第128号) 別紙(身体障害者福祉工場設置運営要綱) 7
1-(5)	○福祉ホーム	○管理人	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日付け厚生労働省令第176号) 第10条
1-(6)	○身体障害者福祉センター	○身体障害者に関する相談に 応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号) 第19条
1-(7)	○救護施設、更生施設	○生活指導員	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年厚生省令第18号) 第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(8)	○福祉に関する事務所	○査察指導員	社会福祉法第15条第1項第1号
		○身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第11条の2第1項及び第2項
		○知的障害者福祉司	知的障害者福祉法第13条第1項及び第2項
		○社会福祉主事(老人福祉指導主事)	老人福祉法第6条及び第7条
		○現業員	社会福祉法第15条第1項第2号
1-(9)	○知的障害者更生相談所	○ケース・ワーカー	「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(昭和35年6月17日付け社発第380号)第1
1-(10)	○知的障害者援護施設	○生活支援員	障害者自立支援法附則第58条第1項、知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第22号)第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(11)	○養護老人ホーム	○主任生活相談員 ○生活相談員	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号
	○特別養護老人ホーム	○生活相談員	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第12条第1項第3号
	○軽費老人ホーム	○主任生活指導員 ○生活指導員	「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第2
		○利用者の生活、身上に関する相談、助言を行う職員	同 第3
		○生活相談員	同 第4
	○老人福祉センター	○相談・指導を行う職員	「老人福祉法による老人福祉センターの設備及び運営について」(昭和52年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2
		○相談・指導を行う職員	同 第3
	○老人短期入所施設	○生活指導員	「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老第28号)別添3(老人短期入所運営事業実施要綱)1
○老人デイサービスセンター	○生活指導員	同 別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)1	
○老人介護支援センター	○相談援助業務を行っている職員		
1-(12)	○生活保護法に規定する授産施設、宿所提供施設	○指導員	「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(昭和48年5月26日付け厚生省社第497号)
1-(13)	○有料老人ホーム	○相談援助業務を行っている生活相談員	老人福祉法第29条
1-(14)	○高齢者総合相談センター	○相談援助業務を行っている相談員	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和62年6月18日付け社老第80号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)
1-(15)	○隣保館	○相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号)別紙(隣保館設置運営要綱)
		○広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員	「隣保館の設置及び運営について」(平成14年8月29日付け社援発第0829001号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(16)	○市(特別区を含む。)区町村社会福祉協議会	○福祉活動専門員	「社会福祉協議会活動の強化について」(平成6年9月30日付け社援第300号厚生事務次官通知)
		○地域福祉活動コーディネーター	「ふれあいのまちづくり事業の実施について」(平成3年9月20日付け社庶第206号社会局長通知及び平成8年7月17日付け社援地第68号厚生省社会・援護局長通知)
		○市区町村ボランティアセンターにおける相談員	「福祉活動への参加の推進について」(平成6年7月11日付け社援地第86号厚生省社会・援護局長通知)別添2「市区町村ボランティアセンター活動事業実施要綱」
1-(17)	○独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する施設	○相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1項第1号
1-(18)	○知的障害者福祉工場	○相談援助業務を行っている指導員	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和60年5月21日付け厚生省発見第104号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)
1-(19)	○労災特別介護施設	○相談援助業務を行っている主任指導員	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号
1-(20)	○「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設	○児童指導員	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)
1-(21)	○点字図書館	○身体障害者に関する相談に応ずる職員	身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条
	○聴覚障害者情報提供施設	○身体障害者に関する相談に応ずる職員	同 第40条

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(22)	○障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)を行う施設	○生活支援員	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第12条第1項第4号、第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号、第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)
		○サービス管理責任者	同第12条第1項第5号、第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号、第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)
1-(23)	○地域活動支援センター	○指導員	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第2号
1-(24)	○「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅 身体障害者向け賃貸住宅 福祉ホーム等	○相談援助業務を行っている職員	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記6(4)
	○「障害者相談支援事業」	○相談援助業務を行っている職員	同別添1
	○「障害児等療育支援事業」	○相談援助業務を行っている職員	同別添2
1-(25)	○相談支援事業を行う施設	○相談支援専門員	障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号)第3条
1-(26)	○共同生活介護及び共同生活援助を行っている事業所	○相談援助業務を行っている職員	障害者自立支援法第5条第10項及び第16項
1-(27)	○老人デイサービス事業を行う施設	○生活相談員	老人福祉法第5条の2第3項
	○老人短期入所事業を行う施設	○生活相談員	同 第5条の2第4項
1-(28)	○「生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業」を行っている生活支援ハウス	○生活援助員	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(29)	○「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者専用賃貸住宅 多くの高齢者が居住する集合住宅等	○生活援助員	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)
1-(30)	○地域福祉センター	○相談援助業務を行っている職員	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)
1-(31)	○介護老人保健施設	○相談援助業務に従事している者	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項
1-(32)	○精神保健福祉センター及び保健所その他これらに準ずる施設	○精神保健福祉相談員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第48条
1-(33)	○精神障害者社会復帰施設	○精神障害者社会復帰指導員	障害者自立支援法附則第48条、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号、第37条第1項第2号
		○管理人	障害者自立支援法附則第48条、精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第33条第1項第1号
1-(34)	○介護実習・普及センター	○相談援助業務を行っている職員	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)
1-(35)	○厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関	○児童指導員	児童福祉法第27条第2項 児童福祉施設最低基準第69条第1項 同 第73条第1項
1-(36)	○「ホームレス総合相談推進事業」	○相談援助業務を行っている相談員	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(ホームレス総合相談推進事業実施要領)
1-(37)	○ホームレス自立支援センター	○相談援助事業を行っている生活相談指導員	同 別添14(ホームレス自立支援事業実施要領)
1-(38)	○「地域福祉権利擁護事業」	○専門員	同 別添9(地域福祉権利擁護事業実施要領)

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
1-(39)	○地域包括支援センター	○介護予防支援事業及び包括的支援事業において相談援助業務に従事している者	介護保険法第115条の39第1項

2. 次に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員(職種)	
2-(1)	○町村(福祉事務所設置町村を除く。)	○老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者(※1)	
2-(2)	○保健所	○公共医療事業に従事する者	

3. 次に掲げる相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記1」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関(事業者)	対象となる職員	参照事項
3-(1)	○医療機関	○医療社会事業に従事する者	患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者
3-(2)	○シニア住宅	○主として相談援助を行っている職員(※1)	「公営住宅等関連事業推進事業制度要綱」(平成6年6月23日付け建設省住建発第55号)
3-(3)	○指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者	○相談援助業務・連絡調整業務に従事している者	
3-(4)	○3-(3)のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係る業務を行っている右の事業者であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの(※2)		社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等

※1 「主として」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

※2 各サービスごとに事業者が証明した「確認証明書」により各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ります。

4. その他の相談援助業務に従事する者であって、社会福祉主事任用資格を有する者、介護職員基礎研修課程を修了した者、訪問介護員養成研修2級課程に相当する研修を修了した者、又は法定資格を取得した者及び「別記1」の1又は2に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務した者

区分番号	対象となる機関	対象となる職員	参 照 事 項
4-(1)	<ul style="list-style-type: none"> ○老人福祉施設 ○有料老人ホーム ○障害者支援施設 ○保護施設 ○老人保健施設 	○施設長	
4-(2)	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県 ○市町村 ○ろうあ者センター ○手話通訳派遣センター等 	○手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者	「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程を定める件」(平成元年5月20日厚生省告示第108号)による試験に合格し、登録された手話通訳士

「別記2」（介護等の業務に従事する者）

介護等（身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと）の業務に従事する者

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5- (1)	○障害者支援施設	○従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者自立支援法
5- (2)	○身体障害者更生援護施設	○入所者の支援に直接従事する職員のうちその主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者自立支援法附則第41条1項
5- (3)	○救護施設 ○更生施設	○主たる業務が介護等の業務であるもの	生活保護法
5- (4)	○老人デイサービスセンター （同事業を行う施設） ○老人短期入所施設 （同事業を行う施設） ○養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム	○主たる業務が介護等の業務であるもの	老人福祉法
5- (5)	○居宅介護、行動援護、重度訪問介護	○従業者	障害者自立支援法
	○老人居宅介護等支援事業	○訪問介護員	老人福祉法
5- (6)	○障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。）を行う事業所 ○短期入所を行う事業所 ○地域活動支援センター	○主たる業務が介護等の業務であるもの	障害者自立支援法

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(7)	<p>○軽費老人ホーム ○有料老人ホーム ○介護老人保健施設 ○「その他の施設」</p> <p>知的障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービス事業を行う施設、知的障害者短期入所事業を行う施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、身体障害者短期入所事業を行う施設、身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者福祉工場、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、隣保館の各施設を含む。</p>	○入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、主たる業務が介護等の業務であるもの	<p>老人福祉法 介護保険法</p> <p>「指定施設における業務の範囲及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲について」(昭和63年2月12日付け社庶第30号)2の(3)</p>
5-(8)	○病院又は診療所	○看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの	医療法
<p>・空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。</p>			
5-(9)	○介護等の便宜を供与する事業を行う者	○主として介護等の業務に従事するもの	
<p>事業として継続、反復している事業者により雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。</p> <p>ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者(医療法人・社会福祉法人含む。)において主として介護等の業務に従事する者(グループホーム、在宅入浴サービス、通所リハビリテーション、介護保険事業者指定前の訪問介護事業)</p> <p>イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの</p> <p>エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの</p> <p>オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者</p> <p>カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体については、その旨の書類を実務経験証明書に添付すること。)</p>			
5-(10)	○個人の家庭において就業する家政婦	○主たる業務が介護等の業務であるもの	職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第3項

区分番号	対象事業及び施設	対象となる職員(職種)	規定する法令・通知等
5-(11)	○労災特別介護施設 (財)労災ケアセンター受託)	○介護職員	労働者災害補償保険法第29条第1項 第2号
5-(12)	○「重症心身障害児(者)通園 事業」	○利用者の療育に直接従 事する職員(施設長、 医師、看護師、児童指 導員及び理学療法、作 業療法、言語療法等担 当職員を除く。)	「重症心身障害児(者)通園事業の 実施について」(平成15年11月10日付 け障発第1110001号)別紙(重症心身 障害児(者)通園事業実施要綱)
5-(13)	○「在宅重度障害者通所援護事 業」を行っている施設	○主たる業務が介護等の 業務であるもの	「在宅重度障害者通所援護事業につ いて」(昭和62年8月6日付け社更第 185号)別添(在宅重度障害者通所援 護事業実施要綱)
5-(14)	○「身体障害者自立支援事業」 を行っている施設	○介助サービスを提供す る者のうち、主たる業 務が介護等の業務であ るもの	「地域生活支援事業の実施につい て」(平成18年8月1日付け障発第 0801002号)別紙1(地域生活支援事 業実施要綱)別記6(4)
5-(15)	○地域福祉センター	○主たる業務が介護等の 業務であるもの	「地域福祉センターの設置運営につ いて」(平成6年6月23日付け社援地 第74号)別紙(地域福祉センター設 置運営要綱)
5-(16)	○重症心身障害児施設	○入所者の保護に直接従 事する職員のうち、主 たる業務が介護等の業 務であるもの	児童福祉法
5-(17)	○国立ハンセン病療養所 ○ハンセン病療養所(国立以外)	○介護員 ○主たる業務が介護等の 業務であるもの	
5-(18)	○知的障害児施設 ○肢体不自由児施設 (肢体不自由児通園施設を除 く。)	○入所者の保護に直接従 事する職員のうち、主 たる業務が介護等の業 務であるもの	
5-(19)	○「知的障害者通所援護事業」 を行っている施設	○主たる業務が介護等の 業務であるもの	「知的障害者通所援護事業等助成費 の国庫補助について」(昭和54年4月 11日付け発児第67号)別添(知的障 害者通所援護事業実施要綱)
5-(20)	○厚生労働大臣の指定を受け た指定医療機関	○保育士	児童福祉法第27条第2項

※ 「主として」、「主たる」とあるのは、要援護者に対する直接的な援助が、当該者の本来業務として明確に位置づけられていることを指すものです。

※次に掲げる業務については、実務経験期間に算入することができます。

- ア 「身体障害者更生施設等の設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第4号)第2章の第3、第4、第5、第7、第3章の第5、第4章の第3又は第4に規定する生活指導員、第2章の第6に規定するケース・ワーカー若しくは第4章の第5に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- イ 「身体障害者福祉ホームの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第5号)別紙(身体障害者福祉ホーム設置運営要綱)9に規定する利用者の生活及び自立に関する相談、助言その他必要な援助を行う職員として相談援助業務に従事した期間
- ウ 「身体障害者福祉センターの設備及び運営について」(昭和60年1月22日付け社更第6号)別紙(身体障害者福祉センター設置運営要綱)に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員として相談援助業務に従事した期間
- エ 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成2年厚生省令第57号)第11条第1項第4号、第21条第1項第4号又は第27条第1項第3号に規定する生活指導員若しくは第33条第1項に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- オ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第12条第1項第3号に規定する生活指導員又は「軽費老人ホームの設備及び運営について」(昭和47年2月26日付け社老第17号)別紙(軽費老人ホーム設置運営要綱)第4に規定する生活指導員として相談援助業務に従事した期間
- カ 「隣保館の設置及び運営について」(平成9年9月9日付け厚生省発社援第198号)別紙(隣保館運営要綱)に基づく隣保館において相談援助業務を行っている職員、「隣保館における隣保事業の実施について」(平成9年9月9日付け社援地第81号)別添5(広域隣保活動事業実施要綱)に基づく広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員又は「地域改善対策対象地域における生活相談員の設置について」(昭和55年5月21日付け社生第82号)別添(地域改善対策対象地域における生活相談員設置要綱)に基づき相談援助業務を行っている生活相談員として相談援助業務に従事した期間
- キ 心身障害者福祉協会法(昭和45年法律第44号)第17条第1項第1号に規定する福祉施設において相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカーとして相談援助業務に従事した期間
- ク 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成8年5月10日付け児発第496号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設における児童指導員として相談援助業務に従事した期間
- ケ 身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービス事業を行う施設において相談援助業務に従事した期間
- コ 「市町村障害者生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け社援更第133号)別添(市町村障害者生活支援事業実施要綱)に基づく「市町村障害者生活支援事業」を行っている施設において相談援助業務に従事した期間
- サ 「知的障害者地域生活援助事業の実施について」(平成元年5月29日付け児発第397号)別紙(知的障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「知的障害者地域生活援助事業」を行っている知的障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間
- シ 「在宅知的障害者デイサービス事業の実施について」(平成3年9月30日付け児発第832号)別紙(在宅知的障害者デイサービス事業実施要綱)に基づく「在宅知的障害者デイサービス事業」を行っている在宅知的障害者デイサービスセンターにおいて相談援助業務に従事した期間
- ス 地域保健法第5条に規定する保健所における精神保健福祉相談員として相談援助業務に従事した期間
- セ 「精神障害者地域生活援助事業(精神障害者グループホーム)の実施について」(平成4年7月27日健医発第902号)別紙(精神障害者地域生活援助事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活援助事業」を行っている精神障害者グループホームにおいて相談援助業務に従事した期間

- ソ 「障害児（者）地域療育等支援事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第497号）別紙（障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱）に基づく「療育等支援施設事業」における相談援助業務を行っている相談員として相談援助業務に従事した期間
- タ 「地域福祉推進事業の実施について」（平成13年8月10日付け社援発第1391号）別添4（地域福祉権利擁護事業実施要領）2に規定する専門員として相談援助業務に従事した期間
- チ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設（重度の肢体不自由者を入所させて、その更生に必要な治療及び訓練を行うものに限る。）、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設（重度の身体障害者で雇用されることの困難なもの等を入所させて、必要な訓練を行い、かつ、職業を与え、自活させるものに限る。）の寮母の業務に従事した期間
- ツ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者居宅介護等事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者居宅介護等事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者居宅介護等事業の訪問介護員の業務に従事した期間
- テ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者デイサービス事業若しくは身体障害者短期入所事業、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者短期入所事業又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者短期入所事業を行う施設の職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ト 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成8年5月10日付け児発第496号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」において施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）の業務に従事した期間
- ナ 身体障害者更生療護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第45条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- ニ 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）7に規定する指導員として相談援助業務に従事した期間
- ヌ 知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員並びに第72条に規定する管理人として相談援助業務に従事した期間
- ネ 「視聴覚障害者情報提供施設等の設備及び運営について」（平成2年12月17日付け社更第247号）別紙（視聴覚障害者情報提供施設及び舗装具製作施設の設備及び運営基準）第3章の第2に基づく点字図書館及び第3章の第4に基づく聴覚障害者情報提供施設において相談援助業務に従事した期間
- ノ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスを行う事業所において相談援助業務に従事した期間
- ハ 「身体障害者自立支援事業の実施について」（平成3年10月7日付け社更第220号）別添（身体障害者自立支援事業実施要綱）に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び身体障害者福祉ホーム等において相談援助業務に従事した期間
- ヒ 「地域における相談支援の実施について」（平成15年11月6日付け障発第1106006号）別紙（市町村障害者生活支援事業実施要綱）に基づく「市町村障害者生活支援事業」における職員及び（障害児（者）地域療育等支援事業実施要綱）に基づく「療育等支援施設事業」における相談員として相談援助業務に従事した期間
- フ 「知的障害者生活支援事業の実施について」（平成3年9月19日付け児発第791号）別紙（知的障害者生活支援事業実施要綱）に基づく「知的障害者生活支援事業」を行っている知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設（通所施設を除く。）において相談援助業務に従事した期間
- ヘ 「知的障害者社会活動総合推進事業の実施について」（平成4年6月29日付け児発第616号）別紙（知的障害者社会活動総合推進事業実施要綱）第3の6に基づく「知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業」を行っている施設における相談員として相談援助業務に従事した期間

- ホ 「在宅老人福祉対策事業の実施及び推進について」(昭和51年5月21日付け社老28号)別添4(老人デイサービス運営事業実施要綱)3に基づく「高齢者生活福祉センター運営事業」を行っている高齢者生活福祉センターにおける生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- マ 「介護予防・地域支え合い事業の実施について(平成13年5月25日付け老発第213号)に基づく「高齢者住宅等安心確保事業」を行っている高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)における生活援助員として相談援助業務に従事した期間
- ミ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条の2に規定する精神障害者社会復帰施設において相談援助業務に従事した期間
- ム 「精神障害者地域生活支援事業の実施について」(平成8年5月10日付け健医発第573号)別紙(精神障害者地域生活支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域生活支援事業」を行っている精神障害者社会復帰施設(地方公共団体が委託して実施する場合は、近隣の精神障害者生活訓練施設等との密接な連携が確保された施設)において相談援助業務に従事した期間
- メ 身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の施設長として従事した期間(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、当該者が「受験資格」・対象者のウ(1)から(4)に該当する場合。)
- モ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設及び身体障害者授産施設の入所者の支援に直接従事する職員であり、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ヤ 障害者自立支援法に規定する外出介護の業務に従事した期間
- ユ 障害者自立支援法に規定する障害者デイサービスを行う事業所の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間
- ヨ 「身体障害者自立支援事業の実施について」(平成3年10月7日付け社更第220号)別添(身体障害者自立支援事業実施要綱)に基づく「身体障害者自立支援事業」を行っている施設において介助サービス等を提供する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者が従事した期間

「別記3」(訪問介護員養成研修2級課程又はこれに相当する研修を修了した者)

次に掲げる研修を修了した者をいいます。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)に基づく2級課程修了者(介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年3月31日政令第154号)附則第16条に定める者を含む。)
- (2) 次の①及び②の要件を満たす研修を修了した者
 - ① 保健・医療・福祉に関する研修時間数が90時間以上であること。ただし、研修時間数が90時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で90時間以上になるものを含む。なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限る。また、追加研修の内容は先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
 - ② 研修内容は、相談援助に関する講習が10時間以上含まれていること。
- (3) 社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者

社会福祉施設長資格認定講習会に相当する研修を修了した者とは、次に掲げる者をいいます。

 - ① 「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和53年2月20日付け社庶第13号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
 - ② 次のア及びイの要件を満たす研修を修了した者
 - ア 研修時間数は90時間以上であること。
 - イ 研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。